

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十九号

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立

障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
三 (略)	2 (略)	三 (略)	2 (略)
施設 (略)	業務 (略)	施設 (略)	業務 (略)
<p>広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 障害者に対する医療、訓練その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図るため、広島県立総合リハビリテーションセンター(以下「リハビリテーションセンター」という。)を設置する。</p> <p>第三条 (施設及び業務) (略)</p>		<p>広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 障害者に対する医療、訓練その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図るため、広島県立障害者リハビリテーションセンター(以下「リハビリテーションセンター」という。)を設置する。</p> <p>第三条 (施設及び業務) (略)</p>	

四 わかば療 育園	11 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活における基本的な動作の支援を行うこと。 21 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している十八歳以上の者に対し、障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護を行うこと。
五 児童発達 支援センタ ー	児童福祉法第四十三条第一号に規定する医療型児童発達支援センターとして肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。
六 (略)	(略)
七 (略)	(略)

2 (略)

第九条 (利用料金等の納付等)
若草療育園、わかば療育園又は児童発達支援センターを利用する者(児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)及びあけぼのを利用する者(身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により入所する者を除く。以下同じ。)は、別表第一に定める利用料金又は別表第四に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2-4 (略)

例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特
第十八条の二 (略)

2 知事は、前項の規定によりリハビリテーシ

四 (略)	(略)
五 (略)	(略)

2 (略)

第九条 (利用料金等の納付等)
若草療育園を利用する者(児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)及びあけぼのを利用する者(身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により入所する者を除く。以下同じ。)は、別表第一に定める利用料金又は別表第四に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2-4 (略)

例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特
第十八条の二 (略)

2 知事は、前項の規定によりリハビリテーシ

ヨンセンターの管理を行う場合においては、医療センターを利用する者、若草園、若草療育園、わかば療育園又は児童発達支援センターを利用する者、あけぼのを利用する者、スポーツ交流センターを利用する者及び宿泊施設を利用する者から、使用料を徴収する。

3 (略)

別表第一（第九条関係） 医療センター、若草園、若草療育園、わかば療育園、児童発達支援センター又はあけぼのを利用する場合の利用料金

(略)

備考 (略)

別表第三（第九条関係） 宿泊施設を利用する場合の利用料金

区分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	単位	利用料金の範囲
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ヨンセンターの管理を行う場合においては、医療センターを利用する者、若草園又は若草療育園を利用する者、あけぼのを利用する者、スポーツ交流センターを利用する者及び宿泊施設を利用する者から、使用料を徴収する。

3 (略)

別表第一（第九条関係） 医療センター、若草園、若草療育園又はあけぼのを利用する場合の利用料金

(略)

備考 (略)

別表第三（第九条関係） 宿泊施設を利用する場合の利用料金

区分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	単位	利用料金の範囲
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第

二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県立松陽寮設置及び管理条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 障害者に対する更生援護を行う等、その福祉の増進を図るため、広島県立松陽寮（以下「松陽寮」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第二条 松陽寮の位置は、東広島市八本松町とする。</p> <p>(業務)</p>	<p>広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 障害者及び重症心身障害児に対する訓練、治療その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図るため、広島県立障害者療育支援センター（以下「療育支援センター」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第二条 療育支援センターの位置は、東広島市八本松町とする。</p> <p>(施設及び業務)</p> <p>第三条 療育支援センターの施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 松陽寮</p>

第三条 松陽寮は、次の業務を行う。

一 (略)

- 二 障害者の日常生活及び更生に関する相談及び指導を行うこと。
- 三 松陽寮の宿泊施設、会議室及び研修室（以下「宿泊施設等」という。）を利用させること。

(指定管理者による管理)

第四条 松陽寮の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 (略)

一 前条に掲げる業務を行うこと。

二 (略)

三 松陽寮の施設及び設備の維持及び修繕に關すること。

四 松陽寮の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に關すること。

五 (略)

(宿泊施設等の利用許可)

第五条 (略)

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、松陽寮の管理上必要な限度において条件を付することができる。

第六条 (利用許可の制限)

一―三 (略)

二 わかば療育園

2 療育支援センターは、次の業務を行う。

一 (略)

- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと。
- 三 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している十八歳以上の者に対し、障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護を行うこと。
- 四 障害者及び重症心身障害児の日常生活及び更生に関する相談及び指導を行うこと。
- 五 療育支援センターの宿泊施設、会議室及び研修室（以下「宿泊施設等」という。）を利用させること。

(指定管理者による管理)

第四条 療育支援センターの管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 (略)

一 前条第二項に掲げる業務を行うこと。

二 わかば療育園の入院診療の承認に關すること。

三 (略)

四 療育支援センターの施設及び設備の維持及び修繕に關すること。

五 療育支援センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に關すること。

六 療育支援センターの事務に係る手数料の徴収に關すること。

七 (略)

(入院診療の承認等)

第五条 わかば療育園で入院診療を受けようとする者は、規則及び指定管理者の定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 指定管理者は、第一項の承認又は前項の許可をする場合において、療育支援センターの管理上必要な限度において条件を付することができる。

第六条 (利用許可の制限)

一―三 (略)

四 松陽寮の管理及び運営上支障があると認められるとき。

（利用料金等の納付等）

第七条 松陽寮（宿泊施設等を除く。別表第一において同じ。）を利用する者（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所する者を除く。以下同じ。）は別表第一に定める利用料金を、宿泊施設等を利用する者は指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

四 療育支援センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

（利用料金等の納付等）

第七条 松陽寮を利用する者（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所する者を除く。以下同じ。）又はわかば療育園を利用する者（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。）は別表第一に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を、宿泊施設等を利用する者は指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。ただし、消費税法（昭和六十二年法律第八十号）別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一（備考一を除く。）の規定にかかわらず、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ（以下「療養費用算定方法」という。）及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費用算定基準」という。）に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊施設等の利用料金は、障害児者、小学校就学の始期に達するまでの者及び奉仕活動の目的で利用する者については、徴収しない。

3 利用料金は、利用の都度納めなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、これらを後納又は分納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊施設等の利用料金は、障害者、重症心身障害児、小学校就学の始期に達するまでの者及び奉仕活動の目的で利用する者については、徴収しない。

3 利用料金又は手数料は、利用の都度納めなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、これらを後納又は分納することができる。

（利用料金の減免）

第八条 （略）

（利用料金の減免）

第八条 （略）

二一四 （略）

三一五 （略）

（利用料金の収入）

第九条 松陽寮を利用する者が第七条第一項の規定により納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の収入）

第九条 療育支援センターの施設を利用する者が第七条第一項の規定により納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

（手数料の減免）

第十条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(利用許可の取消し等)

第十条 指定管理者は、第五条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用の許可を受けた者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。

一―三 (略)

四 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は第五条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。

五 (略)

2 (略)

(遵守事項)

第十一条 松陽寮においては、次の事項を遵守しなければならない。

一・二 (略)

(禁止事項)

第十二条 松陽寮においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一―五 (略)

(入館の制限)

第十三条 指定管理者は、前二条の規定に違反するおそれのある者若しくはこれらの規定に違反した者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者に対して、松陽寮への入館を拒否し、又は松陽寮から退去することを命じることができる。

(原状回復義務)

第十四条 松陽寮を利用する者は、利用を終了したとき（利用の許可を受けた者が第十条第一項の規定により利用の許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに利用した場所を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

第十五条 (略)

例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特

第十六条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、松陽寮の管理を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により松陽寮の管理を行う場合においては、松陽寮を利用する者から、使用料を徴収する。

(利用許可の取消し等)

第十一条 指定管理者は、第五条第二項の利用の許可を受けた者（以下「利用の許可を受けた者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。

一―三 (略)

四 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は第五条第三項の規定により付けられた条件に違反したとき。

五 (略)

2 (略)

(遵守事項)

第十二条 療育支援センターにおいては、次の事項を遵守しなければならない。

一・二 (略)

(禁止事項)

第十三条 療育支援センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一―五 (略)

(入館の制限)

第十四条 指定管理者は、前二条の規定に違反するおそれのある者若しくはこれらの規定に違反した者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者に対して、第三条に掲げる施設への入館を拒否し、又は当該施設から退去することを命じることができる。

(原状回復義務)

第十五条 療育支援センターの施設を利用する者は、施設の利用を終了したとき（利用の許可を受けた者が第十一条第一項の規定により利用の許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに利用した施設を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

第十六条 (略)

例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特

第十六条の二 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、療育支援センターの管理を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により療育支援センターの管理を行う場合においては、松陽寮を利用する者又はわかば療育園を利用する者及び

3 (略)

別表第一（第七条、第八条関係）
（松陽寮を利用する場合の利用料金）

種別		金額
一 (略)		(略)

宿泊施設等を利用する者から、使用料を徴収する。

3 (略)

別表第一（第七条、第八条関係）
（松陽寮又はわかば療育園を利用する場合の利用料金）

種別		金額
一 診療料	後期高齢者 その他の者	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下この項において「療養費用算定基準」という。）に定めるところにより算定した額。ただし、同法第六十四条第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定基準に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た額
二 食事療養料	後期高齢者 その他の者	高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額 食事療養費用算定基準に定めるところにより算定した額
三 (略)		(略)
四 療養介護診療料		障害者総合支援法第五十八条第三項第一号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
五 療養介護食事療養料		障害者総合支援法第五十八条第三項第二号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
六 障害児施設支援助料		児童福祉法第二十四条の二第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準

二 (略)			
三 (略)			

備考 この表において「食料料その他の特定費用」とは、障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

七 障害児施設診療料			
八 障害児施設食事療養料			
九 (略)			
十 (略)			

備考

一 自動車(自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第二条第一項に規定する自動車をいう。)の運行(同条第二項に規定する運行をいう。)により身体を害された者で健康保険法その他の法律の規定による療養の給付(療養費の支給を含む。)を受けないものに係る診療料の額及び食事療養料の額のうち、診療料については、表の規定にかかわらず、一点の単価を十五円として、これに療養費用算定方法に定める点数を乗じて算定した額とし、食事療養料については、食事療養費用算定基準に定めるところにより算定した額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十三条第一項の規定により療養の給付を受ける場合における診療料及び食事療養料の額は、この表及び備考一の規定にかかわらず、診療料については、一点の単価を十一円五十銭とし、これに療養費用算定方法に定める点数を乗じて算定した額とし、食事療養料については、食事療養費用算定基準に定めるところに百分の百二十を乗じて得た額とする。

三 この表において「後期高齢者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付を受けることができる者をいう。

四 この表において「食料料その他の特定費用」とは、児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住又は滞在中に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在中に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

別表第二（第七条、第八条関係）
（宿泊施設等を利用する場合の利用料金）

利用区分	単位		利用料金の範囲
	一人二泊につき	松陽寮の入所者の三親等以内の親族	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考（略）

別表第二（第七条、第八条関係）
（宿泊施設等を利用する場合の利用料金）

利用区分	単位		利用料金の範囲
	一人二泊につき	療育支援センターの入所者の三親等以内の親族	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考（略）

別表第三（第七条関係）

（手数料）

種別	金額
一 委託試験検査手数料	療養費用算定方法に定めるところにより算定した額の100分の80に相当する額に100分の110を乗じて得た額
二 健康診断料又は予防接種料	実費を基準として知事が定める額
三 文書料 特別診断書 普通診断書又は証明書	一通四、〇八〇円以内で知事が定める額 一通一、六七〇円以内で知事が定める額
四 死後措置料	六、三八〇円

附 則

この条例は、令和六年二月八日から施行する。